

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

人も情も行き交いときめくまち煌いて阿南づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

長野県、長野県下伊那郡阿南町

3. 地域再生計画の区域

長野県下伊那郡阿南町の全域

4. 地域再生計画の目標

阿南町は、長野県の最南端に位置し、標高は315mから1,664mに及び起伏の多い傾斜地に56の集落が点在する山間地域である。

近年、高齢化、過疎化が進行(65歳以上の高齢者が37.6%を占めるとともに、過去5年間の人口が5.5%減少)しており、農林業の担い手不足による手入れ不足森林や耕作放棄地の増加等が地域の大きな課題となりつつある。

また、著しい高齢化に伴い、高齢者が安心して暮らせる地域づくりが急務となっていることから、病院などへのアクセス改善や社会福祉施設の整備を行っていくことが求められているとともに、高齢者の生きがい対策として都市住民との交流を図るグリーンツーリズム事業の促進、奨励が求められている。

このため、町内拠点施設へのアクセス改善と地域の道路ネットワークの構築をするとともに、町内一部地域で実現していない中核都市である飯田市への日帰り通勤通学圏の拡大を図り、若者定住を促進する。

また、観光施設及び『桑の実塾』等の農林業体験等のグリーンツーリズム事業と連携し、交流を促進させるため、耕作放棄地を参加・体験志向用農地とすることの奨励促進、消費者ニーズにあった農産物の栽培による農地の高度利用化と組織づくりを奨励推進、インターネットを利用した産地直売体制を確立するとともに、地産地消を展開し、かつ、広大な森林資源を活かした林業特産物の産地化や国土保全、水源保全、保健休養林等、森林の持つ公益的な機能を発揮しえる森林整備と下流都市住民との連携・交流により林業に対する啓蒙普及と森林景観作り、林業体験等も展開する。

また、団塊世代の中では定年後、耕作放棄地を利用しての農業を志向する住民が多く、自家用、贈答以外は出荷して「生きがい」を創造しており、こういった動静を啓蒙し全町に奨励促進することも展開する。

さらに、町道、農林道へ適切なるガードレール、カーブミラーの設置、通勤者への交通安全啓蒙普及の徹底及び高齢者交通安全教室を頻繁に開催するなどして、平成17年5月2日現在交通死亡事故ゼロ達成3275日を更に5000日達成を目指し、全交通事故ゼロを達成、恒久化するとともに阿南町社会福祉協議会、NPO法人のデイケアサービス事業、宅老事業等を支援協力し、緊急時でも独居老人、老人世帯が安心して生活できる人と情も行き交いときめくまちづくりを行うこととする。

以上の取組みを地域の重要なインフラである道路及び農林道の効率的な整備とあわせて行い、過疎地域住民が生きがいと誇りを持つことができ、他地域から訪れた観光客が、再び訪ねたくなるような地域づくりによる交流人口の増加と農林業の振興を図る。

(目標1)農林業の振興と地域環境の改善(間伐実施面積の30%増加 H16年実績面積189.77ha、耕作放棄地35%減少 H16年耕作放棄地面積157.96ha)

(目標2)交流人口の拡大(H16年度交流人口250,386人 35万人以上増加)

(目標3)道路、農林道整備による拠点施設へのアクセス改善(集落から病院等への15分以内の人口カバー率78% 94%向上)

(目標4)阿南町内外への日帰り通勤、通学圏の拡大(町内全域)

(目標5)阿南町内全域、独居老人及び老人世帯へ30分以内の緊急対応体制の確立(H17年5月1日現在30分を超過して緊急対応せざる負えない52世帯を解消)

(目標6)町道、農林道での交通事故ゼロの達成(H16年度交通事故発生数15件 0件)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1)全体の概要

阿南町内の新野地区と和合地区を結ぶ「町道和合7号線」を改良することにより、和合地区で生産された農産物が、新野地区にある道の駅信州新野千石平への効率的な出荷を図るとともに、国道151号からの交通の円滑化を図り、かつ、緊急時、「同7号線」沿いに設置されている新野消防・防災ヘリポートへ和合地区住民の輸送時間の短縮も図る。並びに、出荷量の多い川田区での農産物も、道の駅信州新野千石平へ効率的な出荷を図るために、「町道大下条13号線」を改良する。

また、その他複数路線を改良、舗装及び橋梁を行うことにより国道151号等を利用して集落から拠点施設へ住民の利便性の向上及び農産物の物流効率化、集落への緊急車両等のアクセス改善を図る。かつ、町内各観光施設、名勝などへの観光客の交通の円滑化を図る。

「林道南峠線」「林道大沢線」「林道日吉金谷線」「林道早稲田木曾畑線」の改良、舗装を行うことにより森林へのアクセスの確保及び改善し森林施業の効率化と間伐遅れとなりつつある森林の解消と荒廃化を防ぐ。

また、「林道早稲田木曾畑線」の改良、舗装により生活道路として、和合地区住民の日帰り通勤・通学圏を確保する。

国県道、町道、農林道による効率的な道路ネットワークを構築することともに、適切なガードレールの設置、道路周辺の景観、自然環境に配慮し、自然に融合するシンボルロード等地域資源と連携を図った道路整備を推進する。

加えて「阿南町社会福祉協議会」と阿南町が協力し、デイケアサービス等の福祉サービス事業を展開し、特に独居老人及び老人世帯へ30分以内の緊急対応体制を確立する。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所については、別添の整備箇所を示す図面による。

- ・ 町道和合7号線 : 昭和58年3月17日 町道認定
- ・ 町道大下条59号線 : 昭和58年3月17日 町道認定
- ・ 町道富草103号線 : 昭和58年3月17日 町道認定
- ・ 町道大下条13号線 : 昭和58年3月17日 町道認定
- ・ 林道大沢線 : 伊那谷地域森林計画書に記載
- ・ 林道南峠線 : 伊那谷地域森林計画書に記載
- ・ 林道日吉金谷線 : 伊那谷地域森林計画書に記載
- ・ 林道早稲田木曾畑線 : 伊那谷地域森林計画書に記載

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

- ・ 町道(阿南町) 阿南町
- ・ 林道(阿南町) 長野県 阿南町

[事業期間]

- ・ 町道(平成17~21年度)
- ・ 林道(平成17~19年度)

[整備量及び事業費]

- ・ 町道5.88km、林道1.8km
- ・ 総事業費854,640千円(うち交付金419,640千円)
(内訳)町道760,000千円(うち交付金380,000千円)
林道94,640千円(うち交付金39,640千円)

(5-3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「人も情も行き交いときめく

まち煌いて阿南づくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

手づくり農村支援事業

生産力の低下や農地の荒廃化を防ぐため、担い手である高齢者や女性を含めた地域営農システムの構築、「人づくり」「組織づくり」による共同生産体制の確立を図る。

物産品移動販売事業

農産物の直販体制を充実させるとともに、物産展等を通じた都市住民との交流やインターネットを利用した農産物の産地直販体制、流通経路の拡充を図る。

こだわり米の振興事業

地域の主要銘柄「秋晴れ」の生産を奨励し、町内の農事組合法人が生産している「発芽玄米」「発芽玄米粥」「発芽玄米パン」の増産を図る。

流域公益保全林整備事業

広大な森林資源を活かした林業特産物の産地化や国土保全、水源涵養、保健休養林等の持つ公益的な機能を発揮し得るような森林整備の展開を図る。

農業法人化支援事業

お茶、ピーマン、小梅等特産品目について生産が伸び悩んでおり、農事法人化を奨励促進し、新たな品目開発や集出荷施設、加工施設の整備を進め高付加価値化を図る。

農家民泊支援事業(グリーンツーリズム事業)

農家の副収入及び都市住民交流を促進するため、農家民泊の奨励と受け入れ体制の整備、情報発信を図る。

高齢者・女性等生きがい発揮促進事業(グリーンツーリズム事業)

農山村地域の高齢者、女性の積極的な参加を促し、農業体験を通じて都市住民との交流により、刺激により「やる気」「喜び」等を得るとともに双方に恩恵のある、継続的な共生・対流の関係を目指す。

ふれあい阿南交流研修農業体験事業(グリーンツーリズム事業)

町内にある県立阿南少年の家の利用率の拡大と各集落単位の事業として都市児童、生徒、学生を受け入れ農業体験をとおして交流を図り、思い出作りとリピーター発掘を図る。

生きがいデイサービス事業

従来型のデイサービス事業ではなく、「生きがい」「誇り」を生みだし、シルバー人材センター、老人クラブ活動等社会参加を促すようなサービスを展開する。また、緊急時には30分以内の体制を築く。

起業家支援事業

新規の産業の創出を促進し、もつて地域産業の振興及び社会福祉の向上に資するため、起業家に対し、必要な資金の融資を斡旋する。

警察署及び交通安全協会連携交通死亡事故ゼロ連続 5,000 日達成事業

町道、農林道に適切にガードレール、カーブミラーを設置するとともに、阿南警察署、阿南交通安全協会と連携を図り、交通安全街頭指導、交通安全教室などを頻繁に開催し、交通安全意識をたかめ交通死亡事故ゼロ連続 5,000 日を達成する。

6. 計画期間

平成 17 年度～ 21 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、関係行政機関と地元住民からなる「町づくり委員会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。